

答 申

諮問第 39 号及び諮問第 40 号

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった非開示決定を取り消し、開示請求に係る対象公文書を再度特定し、改めて決定をすべきである。

ただし、開示請求に係る対象公文書の特定にあたっては、公文書開示請求書の次の 1 から 4 の記載により対象公文書を限定することなく、当該記載がないものとして、また、「整地工事」については「工事」として、「建造物内に無断で侵入した者」については「工事場所に立ち入った者」として、「公表」については、「行政指導を行うために関係業者及び関係行政機関の職員に対して話すことを含め異議申立人以外の者に対して話すこと」と解釈して特定を行い、その旨決定通知書に明記すべきである。

- 1 平成 16 年 8 月 12 日
- 2 「入札させない等」の脅迫により
- 3 夜間に無断で侵入して
- 4 業者の質問に対してわかる範囲内のことも一切答えようとせず、調べてから回答するという対応もなく工事を明らかに妨害した

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、平成 17 年 4 月 18 日付けで『和歌山県東牟婁郡 において平成 16 年度宅地造成等規制法違反の疑いにより 平成 16 年 8 月 12 日中止命令と称して依頼工事会社 に「入札させない等」の脅迫により整地工事を中止させた者、 平成 16 年 8 月 17 日・23 日に同地建造物内

に無断で侵入した者及び夜間に無断で侵入して写真撮影した者、平成16年11月26日16:00依頼業者に対して宅地造成法違反物件であることを告げ業者の質問に対してわかる範囲内のことも一切答えようとせず、調べてから回答するという対応もなく工事を明らかに妨害した者、その他の依頼業者及び第三者に宅地造成等規制法違反に関することを公表した者、以上～までに該当する県職員の現在の担当課及び氏名の情報のわかるもの。』について開示請求を行った。

- 2 実施機関は、1の開示請求に対して、「公文書を作成又は取得していない」ことを理由として非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成17年5月2日付け都政第72号（諮問第39号）及び同日付け東新建第65号（諮問第40号）で、それぞれ異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成17年5月5日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「実施機関が保有する公文書の開示を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における意見及び説明の陳述を行わなかった。

- (1) 公文書開示請求書に記載した から までに該当する職員はいないとの実施機関の主張は、先の公文書開示請求に基づき開示された情報から判断すれば明らかに虚偽である。
- (2) 異議申立人には、公文書開示請求書に記載した から に該当する職員の現在の担当課及び氏名の情報を知る権利があ

る。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示処分理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- 1 公文書開示請求書の の記載については、本件宅地造成等規制法違反の疑いのある工事が判明したのが、平成16年8月13日であり、8月12日に担当職員が、異議申立人が工事を依頼した業者と話をすることはあり得ない。また、8月13日以降、担当職員が当該業者と5回話し合いをしているが、中止命令と称して当該業者に「入札させない等」の脅迫を行った職員はいない。
- 2 公文書開示請求書の の記載については、本件造成工事場所の写真撮影は、平成16年8月17日及び23日に行っているが、撮影した時間はそれぞれ午前9時30分頃から午前10時30分頃及び午後2時30分頃から午後3時30分頃であり、また、両日とも建造物内には立ち入っていない。
- 3 公文書開示請求書の の記載については、担当職員は異議申立人が依頼した業者の質問に対して適切に対応しており、工事を妨害していない。
- 4 公文書開示請求書の の記載については、担当職員は、関係業者及び関係行政機関の職員に対して違反是正のための行政指導に必要な情報についてのみ話しており、異議申立人が依頼した業者及び第三者に公表した事実はない。
- 5 本件宅地造成等規制法違反の疑いのある工事に対しては、関係業者に対して行政指導を行っており、また当該工事現場の写真撮影も行っているが、1から4に記載しているように、公文書開示請求書に記載されている から に該当する県職員は存在せず、公文書を保有していないため、条例第11条第2項の規定により非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 開示請求対象公文書の特定について

本件では、開示請求対象公文書の特定（以下「公文書の特定」という。）にあたって、実施機関の担当職員が、「平成16年8月12日中止命令と称して異議申立人が依頼した工事会社に「入札させない等」の脅迫により」工事を中止させたか否か及び「異議申立人が依頼した業者に対してわかる範囲内のことも一切答えようとせず、調べてから回答するという対応もなく工事を明らかに妨害」したか否か、本件工事場所へ立ち入った際に「建造物内に無断で侵入した」か否か及び写真撮影が「夜間に無断で侵入して」行われたか否か並びに実施機関の担当職員が、異議申立人が依頼した業者及び関係行政機関の職員に宅地造成等規制法違反に関する情報について話をしたことが「公表」に当たるか否かについて、実施機関と異議申立人との間で見解の相違があるため、実施機関は、「公文書を作成又は取得していない」として、非開示決定を行ったものである。

したがって、当審査会は、実施機関の公文書の特定の適否について審査する。

- (1) 公文書開示請求書に記載された行政指導が脅迫に該当するか否かといった行政指導に対する評価及び建物内に無断で侵入したか否かといった事実の認定並びに公表などの文字の解釈（以下「行政指導に対する評価等」という。）について実施機関と開示請求者の間で見解の相違がある場合、実施機関の見解に基づき公文書の特定をするならば、常に「公文書を保有していない（作成又は取得していない）こと」又は「公文書の特定ができないこと」を理由として非開示決定が行われることとなる。一方、開示請求者の見解に基づき公文書の特定をするならば、実施機関は、自らの見解とは異なった判断をせざるを得なくなり、いずれも適切な公文書の特定とは言

い難い。

- (2) 情報公開制度の目的である開かれた県政をより一層推進するためには、可能な限り多くの情報を開示すべきであることからすると、行政指導に対する評価等により開示請求に係る対象公文書を限定するのではなく、行政指導に対する評価や事実の認定を行わない形で当該行政指導を記録した公文書を広く対象公文書として特定し、また、文字の解釈については、その文字本来の意味としてのみ解釈するのではなく、より広い意味で解釈した上で公文書の特定をすべきであると考え。

その上で、公文書開示請求書に記載されたそのままの形ではなく、上記のように開示請求に係る対象公文書をより広く捉えた形で公文書の特定をした旨を決定通知書に明記すべきであると考え。

- (3) 上記(2)のように公文書の特定をした場合、開示請求者としては、自己の見解に沿った公文書の開示とはならないものの開示された公文書を適宜他の情報と照合することにより自己の見解が正しいか否かを判断できるのであり、一方、実施機関としては、開示請求に係る対象公文書をより広く捉えた形で公文書の特定をした旨決定通知書に明記することにより自己の見解と異なった判断をすることとはならないのであり、かつ、情報公開制度の目的に沿った公文書の特定となると考える。

したがって、実施機関が、行政指導に対する評価等について自身の見解のみで判断し、「公文書を作成又は取得していない」としたことは、適切な公文書の特定とは認められない。

- (4) 本件の場合、実施機関は、本件宅地造成等規制法違反の疑いのある工事については、関係業者に対して行政指導を行っていること、当該行政指導を行う上で必要な情報を関係業者及び関係行政機関の担当者に話していること、また、本件工事場所へ立ち入り、写真撮影も行っていることを認めている。

したがって、上記(2)に記載しているように公文書の特定に

あたっては、公文書開示請求書の『「入札させない等」の脅迫により』、「夜間に無断で侵入して」及び「業者の質問に対してわかる範囲内のことも一切答えようとせず、調べてから回答するという対応もなく工事を明らかに妨害した」の記載により対象公文書を限定することなく、当該記載がないものとして、また、「建造物内に無断で侵入した者」については、「工事場所に立ち入った者」として、「公表」については、その文字の意味である「広く世間に知らせること」と解釈するのではなく、より広く捉えて、「行政指導を行うために関係業者及び関係行政機関の職員に対して話すことを含め異議申立人以外の者に対して話すこと」と解釈して本件工事に関する行政指導、本件工事場所への立入及び本件工事場所の写真撮影を行った実施機関の担当職員が現在所属している課室及び担当職員の氏名の分かる公文書を特定すべきであると考ええる。

また、公文書開示請求書の の記載については、実施機関の主張では、「平成16年8月12日に担当職員が、異議申立人が工事を依頼した業者と話をすることはあり得ず、8月13日以降、担当職員が当該業者と5回話し合いをしている」とのことであるから、平成16年8月12日に限定せず、また、「整地工事」に限定せず、より広く異議申立人が依頼した工事会社に「工事」を中止させた実施機関の担当職員が現在所属している課室及び担当職員の氏名の分かる公文書を特定すべきであると考ええる。

その上で、上記のように公文書の特定をしている旨決定通知書に明記すべきであると考ええる。

- 2 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

当審査会は、本件処分に係る諮問第39号と諮問第40号を併合し、次のとおり審査を行った。

| 年 月 日 | 審査の経過 |
|-------------|--------------------------|
| 平成17年5月16日 | 諮問（実施機関） |
| 平成17年6月1日 | 実施機関からの理由説明書を受理 |
| 平成17年6月13日 | 異議申立人からの意見書を受理 |
| 平成17年6月17日 | 審議（諮問第39号及び諮問第40号の併合を決定） |
| 平成17年7月15日 | 審議 |
| 平成17年7月29日 | 実施機関からの意見及び説明聴取 |
| 平成17年8月17日 | 審議 |
| 平成17年10月14日 | 審議 |